

# 東京都保育士等キャリアアップ研修 乳児保育 資料

栄養セントラル学院講師 相沢和恵

## 第1部「乳児保育の意義」

### 1. 研修分野「乳児保育」のねらい

☆キャリアパスを見通し、保育所におけるリーダー的職員の育成を目指す

☆乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける

### 2. 自己紹介

- ・栄養セントラル学院登録講師（一般社団法人保育栄養安全衛生協会研修講師）
- ・幼稚園教諭1種免許状、保育士、絵本専門士、読書アドバイザー
- ・保育者養成校勤務…「保育内容言葉」「こどもと言葉」「児童文化」「保育内容総論」「保育・教育実践演習」「教育実習、保育実習事前事後指導」等
- ・絵本専門士として、おはなし会の絵本の読み手やおはなし会の開催法、保育に活かす絵本の活用、等の講師担当、及び東京都足立区ファミリーサポート提供会員



### 3. 研修の内容

☆乳児保育の意義、必要性 ☆乳児保育の環境 ☆乳児への適切な関わり ☆乳児の発達に応じた保育内容  
☆乳児保育の指導計画、記録及び評価

### 4. 本日の予定…5時間（内容の詳細は、其々1時間ごとのレジメを参照して下さい）

### 5. 乳児保育の意義

☆ヒトが持って生まれた能力を十分に使いながら成長していこうとする乳児にとっての「最善の利益」を追求し、保護者と共に実践すること

☆保育所は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であらなければならない（…保育所保育指針 第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則（1）ア）

☆子どもの最善の利益の尊重

私たちは、一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます（…全国保育士会倫理綱領 2003年 2009年改訂版）

### 6. 保育所の役割

☆保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。（…保育所保育指針 第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則（1）イ）

## 7. 乳児保育の機能 3つ

- ①乳児の生活を整え遊びを充実させ、心身の発達を支え、支援する。…子どもの幸せのための施設＝保育所
- ②保護者の子育てを支え支援する。…保育者が専門性をもって子どもを保育し、同時に保護者と連携してその子どもらしい発達を踏まえ、一緒に育てる。
- ③地域の子育てに対して専門的知識や技術を提供する。…地域の子育て家庭への支援や高齢者との交流、等地域社会の様々なニーズをつかんでサポートしつつ、保育所もまた様々なサポートを受ける関係性。

## 8. 乳児保育の役割と保育所保育指針における保育内容との関連

☆乳児保育…この研修での定義は、0歳児保育から3歳未満児保育までを乳児保育と定義する

☆3歳未満児の生活を整え、遊びを充実させ、心身の発達を促す役割＝乳児保育

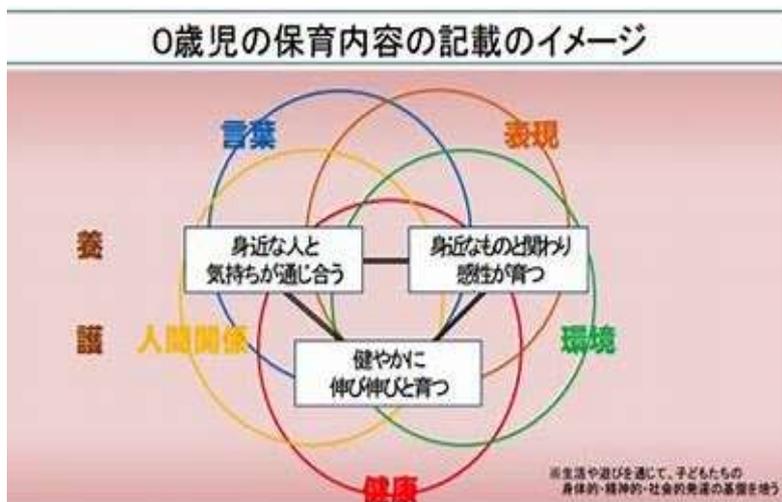
・乳児期（0歳児）の3つの視点

- ①健やかにのびのびと育つ
- ②身近な人と気持ちが通じ合う
- ③身近なものと関わり感性が育つ

・1歳以上3歳未満児の5つの視点

- ①健康
- ②人間関係
- ③環境
- ④言葉
- ⑤表現

### 【0歳児の発達と保育内容】



0歳児の発達の特徴を踏まえ、生活や遊びが充実するために

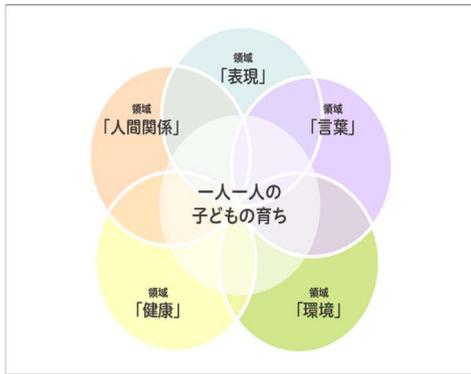
・乳児期の3つの視点

- ①健やかにのびのびと育つ  
…身体的発達に関する視点
- ②身近な人と気持ちが通じ合う  
…社会的発達に関する視点
- ③身近なものと関わり感性が育つ  
…精神的発達に関する視点

(保育所保育指針 第2章 保育の内容 1 乳児保育に関わるねらい及び内容 (1) 基本的事項 )

ア 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩く等の運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。

【1 歳以上 3 歳未満児の発達と保育内容】



- 0 歳児の 3 つの視点と関連させて、5 つの視点で保育内容を示す  
1 歳以上 3 歳未満児の発達の特徴を踏まえ、子どもの生活や遊びが充実するために
- 1 歳以上 3 歳未満児の 5 つの領域
  - ①健康…心身の健康に関する領域
  - ②人間関係…人との関わりに関する領域
  - ③環境…身近な環境に関わる領域
  - ④言葉…言葉の獲得に関する領域
  - ⑤表現…感性と表現に関する領域

(保育指針第 2 章 保育の内容 2 1 歳以上 3 歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 (1) 基本的事項)  
 ア ~前略~自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。

9. 乳児保育の必要性

☆乳児保育における現状と課題から

- 少子化…1990 年より少子化が顕著になり、少子化対策として乳児保育の拡充に国として力が入られるようになった。一方で保育所に入りたくても入れない待機児童問題が続き、大半が乳児であった。保育の場の増加は見られるものの、需要に供給が追いついていない現状があったが、解消に向かっている。
- 一人の女性が一生のうちに産む子どもの数の指標「合計特殊出生率」の全国平均は 1.20 人(2023 年)、最も低い東京都は 0.99 人 最も高い沖縄県は 1.60 人。
- 育児不安…核家族化により子育てのノウハウに関する伝承がない一方で、多量の情報が氾濫し育児不安を抱える保護者は、その情報が正しいのか自分の子育てに適しているのか判断する間もなく目の前の情報に飛びついてしまう。脆弱な育児体験により、子どもの発達に即した子育てがしにくい。
- 長引く不況により非正規雇用の就労形態が大幅に増え、且つ長時間勤務の形態である。8 時間の保育時間開所の基本からさらに長時間の延長保育が必要となり、親子の触れ合いの時間が少なくならざるを得ない。
- 保育士等は、日々の保育実践を通じて、保育に関する必要な知識及び技術を習得、維持、及び向上を図りながら保育の質を高めていくプロフェッショナル。
- 保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るように努めなければならない。(…保育所保育指針 第 5 章 職員の資質向上)

10. 専門性とは (朝日新聞デジタル 2024 年 2 月 28 日 9 時 00 分 更新)

保育士は「高度な専門職」、社会に認識あるか 汐見稔幸さんの問い  
 保育施設などで昨年、不適切な保育が相次いで発覚し、「保育の質」が問われています。社会の中で保育士や保育園はどうあるべきなのか。 教育学者の汐見稔幸・東京大学名誉教授に聞きました。

——近年の保育施策の変遷をどのように捉えていますか。  
 女性の社会進出に伴い働く女性が増え、1980 年ごろまでは急速に保育園が増設されました。80 年代になると、公的に社会制度を整えようという機運が薄れ、公立の保育園の整備も進まない時代になります。  
 ところが 90 年代にバブルがはじけ、賃金の安い女性を労働市場に出そうと、国は再び保育園を増やす方針に転換。要件を緩和し、企業に参入させるなどして、受け皿を増やしてきました。労働政策を支えるため、社会に合わせて保育園が整備されてきたこと、それ自体は必然的で、間違っているとは言いません。

でも、それによって質が下がっていることに対して、抜本的な対策を取ろうとしていないことが問題です。先進国といわれる国々の中で、以前から日本は保育士 1 人がみる子どもの数を定めた「配置基準」が最も低い。保育士 1 人で多くの子どもたちをみなければいけません。条件が良くなりしないと良い保育ができないのは当たり前ですが、保育士養成のあり方も見直す必要があります。

—どのような見直しでしょうか。

厚生労働省が管轄する資格には、医師、看護師、社会福祉士などがあります。

それぞれ「医師法」「保健師助産師看護師法」「社会福祉士及び介護福祉士法」が規定されており、立場や職務上の責任などが法律によって規定されています。一方、保育士は児童福祉法の条文で立場が規定されているだけで、独立した法律がありません。働きながらどんな研修が必要かも、統一した基準がない。保育士の資格がなくても、園長や施設長になれてしまいます。

保育士は「高度な専門職」であるという認識が、多くの政治家や保護者、保育士自身にも欠けているのではないのでしょうか。昨年、相次いで発覚した不適切な保育といった様々な問題の根源は、ここにあると思っています。

## 11. 事例検討（別紙参照 第 1 部 事例）

---

## 乳児保育 第 2 部 資料 「乳児保育の環境」

担当：相沢和恵

### 1. 乳児保育の環境

☆乳児保育における安全な環境

☆乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境

☆他職種との連携

### 2. 保育の環境 保育指針第 1 章より

- 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

（…保育所保育指針 第 1 章総則 1（4）保育の環境）

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

3.子どもを取り巻く3つの環境・人・物・場それぞれが複雑に関連し合いながら、子どもの育ちの場となっている。

○豊かな環境をつくるための視点

- \*子どもの自発的な活動を促す環境
- \*衛生面、安全面への配慮がある環境
- \*静と動のバランスが取れている環境
- \*人（保育士その他の大人や、同年齢異年齢の子ども同士）が関わり合える環境

#### 4.保育の環境 保育指針第3章「健康及び安全」より

##### ・(1) 環境及び衛生管理

ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。

イ 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。職員は衛生知識の向上に努めること。

(…保育所保育指針 第3章 健康及び安全 3環境及び衛生管理並びに安全管理 (1)環境及び衛生管理)

##### ・(2) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険個所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

(…保育所保育指針 第3章健康及び安全 3環境及び衛生管理並びに安全管理 (2)事故防止及び安全対策 )

#### 5. 園の環境設定 チェックリスト表

☑	内容
	保育室の環境は、子ども達の遊びを促し、高めるようになっている
	園内（園庭も含む）の環境は、子どもの目線やサイズに適して設定されている
	保育室や廊下などの園舎内の空間は、子どものために有効に活用されている
	遊具、材料、備品等はきれいでいつでも使いやすい状態になっている
	遊びに使う道具や材料は、子ども達の興味を引くように置かれ、どこに何があるか分かり易く、子どもが簡単に出し入れできる
	環境を設定する際には、3または5つの領域の視点で子どもの発達を考慮している

○○○豊かな環境設定のために、自園で大切にしている事を具体的に書いてみましょう

## 6.子どもを守り育てる環境

保育内容「健康」1歳以上3歳未満児の(ア)ねらい③に、健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ、という項目がある。生命を保持する力を育む、という視点から乳児保育の環境を考えると、子ども達と過ごす具体的な日常の中で、どのようなことが生命の保持に関わっているか、子ども達が自身の生命を保持していく力を育むためにどのような援助が大切かを常に意識して環境を整える必要がある。

食物アレルギーがある場合、どうしてもその子どもの食生活にばかり注意が向きがちになるため、食生活以外で子どもの生活全般が充実しているかどうかの配慮がより重要な視点となる。



## 7.事故の予防と安全対策

事故防止には、全職員の情報共有と連携が必須である。「危ないから」と子どもの活動を必要以上に制限することがない様に、子どもの危険予知能力や反射神経を高めることも大切。併せて、定期的な危険個所のチェックに加えて、専門家の定期的な点検も受けることが求められる。

### ・チェックする場所 例 園内 園外（園庭、地域）

睡眠中の環境…窒息リスクの除去、誤飲・誤嚥の除去、定期的に呼吸、体位、顔色、等点検して記録する  
水に関わる環境…手洗い場、トイレ、汲み置きの水、水たまり、水遊びの場、等の子どもの目線に立った  
環境整備

傾斜や段差がある環境…這う、歩く、走る等活発になり転倒や転落の事故も起こりやすい等の危機管理意識

### 〔参考文献〕

『子どもの経験から振り返る保育のプロセス ー明日のより良い保育のためにー』 保育プロセス検討委員会/編

---

## 乳児保育 第3部 資料 「乳児保育の環境」

栄養セントラル学院講師 相沢和恵

### 1. 乳児保育の環境

☆乳児保育における安全な環境

☆乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境

☆他職種との連携

### 2. 振り返り

保育の環境 保育指針第1章より

・保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

(…保育所保育指針 第1章総則 1(4)保育の環境)

### 3.用語の定義

- ・人的環境 human environment

＝自然環境と社会環境が対であるのと同じように、人的環境は物的環境と対で用いられることが多い。物的環境が建物や設備、遊具、出版物、道具などの物理的な物を意味するのに対し、人的環境は人間がつくる社会関係や組織、またこれらがもたらす雰囲気や意味、価値観を意味する。乳幼児の人的環境としては、家庭の親やきょうだい、祖父母、園の保育者や職員、友だち、近所の人々のパーソナリティやそれらがもつ雰囲気、価値観などがあげられる。現代は核家族化や少子化の進展により人間関係の希薄化が憂慮されているが、乳幼児の自我がさまざまな人間関係の中で健全に育つことを考えると、人的環境は重要である。なかでも保育者や両親は乳幼児の精神的な安定だけでなく、乳幼児の観察や模倣の対象になったり、あるいは乳幼児の身の回り全般を配慮する役割をになうので重要である。また保育観や生活観などのその人のものの見方や考え方も大切な環境である。

(児嶋雅典 保育用語辞典 第7版 ミネルヴァ書房)

### 4.乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 人的環境に焦点をあてて考えてみましょう

- ・子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること  
(…保育所保育指針 第1章総則 1(4) 保育の環境 ア )

- ・保育の特色…「生活や遊びを通して」「環境を通して」「総合的に」営まれる
- ・子ども自らが環境に関わるには、**人的環境**として保育者はどうあればよいか？
- ・子どもが主体者として輝く保育とは？…まずは保育者の主体性が問われる

子どもの主体性は、保育者が子どもと一緒にあって作り出す雰囲気や人的環境と対になって生まれるという〔相互主体性(＝間主体的な関係)〕の視点を常に持つ必要がある。相互主体性とは、共同的、相互的な形で成立する主体の在り方のこと。子どもの視点からみれば、安心できる関係・環境ととらえることができる。

- ・子ども一人一人が持っている力が、存分に発揮できる、やりたいことが存分に出来る人的環境である保育者は、子ども一人一人の安全基地であることが最も求められる←**☆愛情豊かに、応答的に関わる**

### 5.新聞記事より 2023年05月12日 東京 夕刊 1総合

「不適切保育」914件、昨年4～12月

こども家庭庁は12日、「罰を与える」「脅迫的な言葉がけ」といった「不適切な保育」について、実際に市町村が確認したケースが昨年4～12月、全国の認可保育所で914件あったと発表した。うち「虐待」と認定したケースは90件あった。国主体の実態調査は初めて。

静岡県裾野市で昨年発生した保育士による暴行事件を受け、実態調査に乗り出した。「罰を与える・乱暴な関わり」など五つの類型を不適切な保育と定義した。その結果、全国の市町村が「不適切な保育が疑われる」として事実確認をしたのは1492件あり、うち914件が認定された。

一方、自治体を通じて2万2720の認可保育所に不適切な保育の件数を尋ねたところ、計1万9603件の回答があった。ただ、0件と回答した保育所が73%、1～5件を合わせると90%。0・4%の施設の不適切な保育の回答件数が全体の約4割を占め、件数に大きなばらつきが出た。

## 6. 乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境…物的環境に焦点を当てて考えてみましょう

- 園内に、子どもが自由に手に取って遊べる遊具や道具の物的環境が、計画的に設定されている。
- 応答的な物的環境となるように、子どもの興味、関心を捉えて、子どもが自発的意欲的に関わることできる物的環境を構成する。
- 例えば手の巧緻性を育むためにどのような物的環境があるか、勤務している園内で確認する。＝意識化する。

## 7. 乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境

…自然や社会の事象に焦点を当てて考えてみましょう

- **自然の事象**＝一年間の季節の変化、動植物との出会いと触れ合い、その他子ども達が自ら興味をもって関わる事が出来る環境を、計画的に取り入れる。自然事象の大きさや不思議さに保育者自身が敏感で、子どもとその不思議さや壮大さに共感できる感性を持ちたい。
- **社会の事象**＝地域社会で行われる行事への参加（＝正月、豆まき、ひな祭り、端午の節句、七夕、盆踊り、お月見、ハロウィン、クリスマス、等）地域にある様々な施設への訪問（＝散歩の機会を利用する、等）或いは園に招待する機会を設ける、その他の経験が出来る様、積極的に計画に取り入れる。

## 8. 他職種との協働

- 保健的対応に繋がる＝栄養士、調理師、嘱託医、看護師、薬剤師、保健師、等
- 子育て支援に繋がる＝保健所、児童発達支援センター、児童相談所、等
- 保育実践力を伸ばすことに繋がる＝様々な研究機関、等
- 日ごろから保護者や他の専門機関とも密接に連携を取り、「子どもの最善の利益」を見据えたコミュニケーションを構築する。

〔参考文献〕

『見直そう 0・1・2 歳児保育 マンガで分かる「保育の今、これから」』

汐見稔幸/編著 Gakken 2023

---

## 乳児保育 第4部 資料 「乳児への適切な関わり、発達に応じた保育内容」

栄養セントラル学院講師 相沢和恵

### 1. 乳児への適切な関わり

☆乳児保育における配慮事項

☆乳児保育における保育者の関わり

☆乳児保育における生活習慣の援助や関わり

☆保育所保育指針…・乳児の発達と保育内容 ・1歳以上3歳未満児の発達と保育内容

## 2. 保育所保育指針 第1章 総則 1 保育に関する基本事項 (1) 保育所の役割 イ

- 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

### 3. イの波線に注目して、養護及び教育を一体的に行う、とは？

- 保育における「養護 (nursing, care)」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりと定義づけている。 (増田まゆみ 保育用語辞典 第7版 ミネルヴァ書房)
- 「教育 (education)」とは従来知的な学習にかたよる傾向があったが、本来は存在感、自己肯定感、社会的有能性や自分の世界をきり開いていこうとする有能性等広範にわたる機能であり、保育所の乳幼児にとっても教育は欠かせない。～中略～保育と教育は区別することが困難であり、乳幼児期の教育には、当然保育的配慮が含まれているのであるが、教育が狭義に使われることが多いことを考慮して、乳幼児期の教育的営みには「保育」ということばを用いるのが一般的である。 (森上史朗 同上)



### 4. 保育における養護

- 保育指針第1章 総則 2 養護に関する基本事項 (2) 養護に関わるねらい及び内容
- 養護には2つの側面がある ア 生命の保持 イ 情緒の安定
- この2つは密接にかかわりあっており、子どもの生理的欲求を満たすことで、情緒の安定が図られ、情緒が安定することで心身の健全な発達が促される。
- 養護の視点を常に念頭において乳児に関わる保育を行う＝生後5～7か月ごろに大人とのアタッチメント(愛着関係)が形成され、愛着のある大人への安心感を基地にして、周囲の環境に自ら関わり探索行動をとる。

### 5. 再度、養護と教育を一体的に行う、とは？

- 特定の大人とのアタッチメントの形成＝保育所においては、保育者等があたる。特定の大人に主体者として受け止められ、欲求が受容されて心地よい体感を得られると、子どもと保育者に信頼関係が結ばれる。乳児期は身体的に密接な関わりをする場合が多いので、養護的側面が色濃く感じられるが、密接な関わりには、例えば目線を合わせる、肯定的な言葉をかける、一人ひとりの発達の差に応じた個々のペースに即して関係を結び等を通して、子どもの生理的欲求が満たされる。
- 子どもが一人の主体として尊重され、保育者等が愛情をもって受容的、応答的に関わる体験を通して、安心して心地よく生活を積み重ね情緒的安定を得る。愛着関係を形成し、保育者等が子どもにとっての安全基地となることで、人との基本的信頼関係や自己肯定感に繋がり、生涯の人格形成の基盤になる。この保育者等との信頼関係を拠り所にしながら、子ども自ら周りの環境に興味、関心を高めて活動を広げていく。



## 6. 養護と教育を一体的に展開する チェックリスト表 『中野区 保育の質 ガイドライン』2020年

☑	内容
	子どもに愛情をもって受動的・応答的に関わり、子どもが安心して心地よく生活を積み重ねている
	子どもを一人の人間として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう丁寧に援助している
	保育者等に子どもが自らの思いを伝えようとする、ささやかな仕草や声、意思を見逃さずに丁寧に受け止めて応答的に関わっている
	子どもの姿を肯定的に捉えて、その姿に合わせて見守ったり、励ましたり、認めたりし、子どもが自信をもって活動できるよう援助している
	0歳児にも、保育者が丁寧な言葉を添え、応答的な関わり心地よさを感じる中で、言葉の獲得等の学びにつながることを意識し、関わっている
	保育者が指示したことをやらせるのではなく、子どもの出すサインをキャッチし、関わりや環境を工夫し、自己選択を促して温かく対応している
	子どもがどこまで出来るか一人ひとりの発達をよく見て、少しずつ段階を踏んで可能な限り自分で体験できるように関わっている

## 7. しなやかな保育集団に

・ひとつの「いのち」が、ある時代に、ある家庭に生まれ、たまたま出会った保育の場で、たまたま出会った保育者や友だちと、共に育ち、大人への一步を踏み出していく。保育者は、その子が心地よく眠り心地よく目覚め、心地よく遊び、心地よく飲み食べることのできる生活の中で、この世界への信頼感と、自分自身への自信を身に付けていけることを願って、手探りしながら日々の保育に努めている …遠山洋一氏

遠山 洋一 (トオヤマ ヨウイチ)

1935年、広島県で生まれ、東京、横浜で育つ。大学では応用化学を学び、13年間化学会社に勤務。1973年東京都多摩市にバオバブ保育園を開設、2001年まで園長。2001年、同市にバオバブ保育園ちいさな家を開設し園長に転任。2014年、市の要請で移転し「バオバブちいさな家保育園」に改称。2021年3月、園長を退職。現在、社会福祉法人バオバブ保育の会理事。1985年より全国私立保育園連盟事務局長、1991年より2005年まで同連盟常務理事、2005年より2016年まで同連盟保育子育て総合研究機構研究企画委員。

## 8. 保育所保育指針 H29年(2017)告知、改定の意義

- ・3歳以上児の保育に関するねらい及び内容が、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領とほぼ共通化された
- ・3歳未満児の保育「乳児」「1歳以上3歳未満児」に関して、3歳以上児とは別に項目が立てられ、この時期の子どもの特性を踏まえた保育内容が丁寧に記載された
- ・養護的な働きかけや環境の重要性と、「養護と教育を一体的に行う」ことの大切さが強調された
- ・健康及び安全に関する記述が増え、「災害への備え」という新しい項目が追加された
- ・職場の研修体制として、「職員の資質向上」の項目に、職場内での研修と外部での研修の双方を充実させること、及びキャリアパスを見据えた体系的な研修計画の作成が明確化された

## 9.乳児、歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

- 0,1,2歳児の保育が量的に拡大し、多くの保育所でこの年齢の子どもの入所が増えており、だからこそ0,1,2歳児の保育の充実、質の向上が重要視された。保育所保育指針に、0,1,2歳児の保育内容を丁寧に位置付ける必要があった。併せて、世界各国で保育、教育の重要性に対する認識が高まり、特に乳幼児期に非認知的な能力、社会情動的なスキルを育てることが、その後の成長や社会性、その人の人生全体に大きな影響を与えると分かってきた。



### ☆非認知能力とは？

.....

.....

.....

.....

☆自分の目の動く範囲で、静かに世界を探っていた赤ちゃん時代から、やがて子どもは自分が経験する様々なことに対して、わくわく感に満ち溢れた大海原にこぎ出していく。ティッシュペーパーをはてしなく引き出す、水道の蛇口を全開にして水を出す、何事も自分でやりとおしたい等、子ども自身の全ての感覚を総動員して世界を認識するための大切な活動。自分でやりたいことが可能な限り出来る環境は、子どもの認知能力はもとより、自発性・自立心・粘り強さ等の非認知能力も大きく延ばしていく。

### 自分でしようとする時期は、「いやいや期」ではなく「やるやる期」と捉える

☆その子どもがやりたいことを、その子のペースで取り組めるために、他児と比較せず、その子自身の探索活動を保障し、励まし、応援しながら丁寧に接する保育が、“粘り強く最後まで頑張る”非認知能力を育む。

事例検討（別紙参照 第2部 事例）

## 10.朝日新聞デジタル 2022年12月4日 12時25分（2022年12月27日 18時31分更新）

静岡県裾野市の私立の認可保育園で、1歳児を受け持っていた女性保育士3人=いずれも退職=が園児の足をつかんで宙づりにしたり、倉庫に閉じ込めたりしていた問題で、静岡県警は4日、この保育士3人をいずれも暴行の疑いで逮捕した。裾野市や園のこれまでの調査で、3人は6月～8月、受け持ちの園児らに対し、宙づりにするなどのほか、「頭をバインダーでたたいて泣かせる」「ズボン無理やり下ろす」「容姿を馬鹿にした呼びかけ」など15項目に及ぶ悪質な行為をしていたことが公表されていた。静岡地検沼津支部は12月23日付で元保育士の3人をいずれも処分保留で釈放した。

### ○園が確認したとされる不適切な保育

- ロッカーに入って泣いている園児の姿を携帯電話で撮影
- 園児の頭をバインダーでたたき泣かせる
- 棚に入った園児の足をつかんで引っ張りだし、足をつかみ宙づりにする
- あらかじめ遅刻すると連絡があった園児に対し、腕を引っ張り、「遅いんだよ」と怒鳴る
- 午睡時、寝かしつけた園児に対し、「ご臨終です」と何度も発言

- ・泣かない園児に対し、額をたたき無理やり泣かせようとする
- ・昼食時に園児を怒鳴りつけ、ほおをつねる
- ・日常的に特定の園児に対し、にらみつけ、声を荒らげ、ズボンを無理やりおろす
- ・園児を宙づりにした後、真っ暗な排泄室（はいせつしつ）に放置
- ・園児の容姿をばかにした呼びかけ（ブス、デブなど）、暴言を浴びせる
- ・手足口病の症状がある園児の尻を、無理やり他の園児に触らせる
- ・給食を食べない園児に対し、突然、後ろから頭をたたく
- ・不適切な発言をして、おもちゃが入っている倉庫に閉じ込める
- ・園児に対し、カッターナイフを見せ、脅す ・丸めたゴザで園児の頭をたたく

#### 11.R5 年 子ども家庭庁 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

コラム：保育士・保育教諭の“気づき” 保育には様々なシーンが存在し、また、その中でのこどもへの接し方はこどもの個性や状況に 応じて柔軟に行われるものである。その一つ一つの行為を、何が適切で何が不適切なのか定義することはできず、保育士・保育教諭一人一人が、状況に応じた判断を行う必要がある。そうした判断力を身に付けるためには、こどもの人権についての理解を深めるのはもちろんのこと、保育士・保育教諭が、自分が行っている保育を振り返る中で、改善点につながる課題、自身のかかわりの特徴等への気づきを得ていく必要がある。保育所における自己評価ガイドラインハンドブックでも、「保育士等が、評価を適切に実施して、子どもや保育についての理解を深め、よりよい保育の実現に向けたアイデアを生み出す上で、様々な人たちと語り合い、多様な視点を取り入れたり、自分の思いや直感を言葉にして発信したりすることは、とても大きな意味を持つとされ、そのための職員間での「こどもへのかかわりや配慮、保育の状況などについての対話」が推奨されている。保育所において、職員間での「対話」が生まれる体制を整備し、保育士・保育教諭等が“気づき”を得られる環境を作っていくことは、施設長・園長やリーダー層の重要な役割である。

2022 年度来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について、次の2点を基本的な考え方として、進めていくこととする。

- ①こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
- ②保育所等、保育士等の皆様が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくこと

具体的には下記3点の対応を行う（2023年5月12日付で子ども家庭庁・文部科学省連名の通知を发出）

- ①虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定。今まで必ずしも明確ではなかった「不適切な保育の考え方を明確化するとともに、保育所等、自治体等に求められることを整理したガイドラインを策定。
- ②児童福祉法の改正による制度的対応の検討。保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討。
- ③虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化。保育現場の負担軽減に資するよう、運用上で見直し・工夫が考えられる事項について周知。併せて、巡回支援事業の更なる活用等について周知。

〔参考文献〕

内閣府・文部科学省・厚生労働省 『子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK』 H28年4月改訂版  
『見直そう 0・1・2歳児保育 マンガで分かる「保育の今、これから」』 汐見稔幸/編著 Gakken 2023  
乳児保育 第5部 資料 「乳児保育の指導計画、記録及び評価」

## 1. 乳児保育の指導計画、記録及び評価

☆全体的な計画に基づく指導計画の作成

☆観察を通しての記録及び評価

☆評価の理解及び取り組み

## 2. 保育所保育指針 第1章 総則 3 保育の計画及び評価 (1) 全体的な計画の作成

- 全体的な計画とは、各保育所が目指す子ども像(=園の経営方針等に記載されている理念や方針をふまえたもの)を実現するための基本計画になるもの。旧指針では「保育課程」と呼ばれていたものが、改定されて「全体的な計画」という名称になった。入所してから就学に至るまでの在園期間、保育時間の長短に関わりなく、全ての子どもを対象として、子どもの生活全体を通して総合的に保育を進められるように作成する。
- 子どもの最善の利益の保障を第一に考えて作成された全体的な計画は、保育施設の根幹を示すもの。
- 園の社会的環境や子どもたちの家庭状況、園で過ごす時間の違い等を考慮して、長期的な視野をもって作成に当たる。園での集団生活を通して様々な経験を重ねながら、成長する子どもの「過程」(=成長のプロセス)を、全体的な計画の中に盛り込む。

ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

## 3. 保育所保育指針 第1章 総則 3 保育の計画及び評価 (2) 指導計画の作成

- 全体的な計画を基にして、年間計画、期の計画、月の計画、週案、日案、個別の指導計画等、より具体的に実践的な指導計画を立てる
- 3歳未満児

ア 保育所は、全体的な計画に基づき具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な計画と～中略～子どもの生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。

イ (ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること

ウ ～前略～生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。

## 4. 観察を通しての記録及び評価

- 計画を立てて実践した際には、必ず記録を残すことが求められる。保育の観察記録は、参与観察記録である。
- 子どもの遊びや生活には、豊かな学びの物語があり、子どもにとっての意味がある。
- 子どもの生活や遊びを見る視点を様々に持つことが大切。例えば①子どもの目線や表情②子どもの周りの物、人との関係性③子どもの仕草や言葉④子どもの身体の動き、等
- 子どもの姿と併せて、保育実践が子どもの育ちに繋がっているか、保育者としての関わり方はどうだったか、自分の計画を振り返り評価するとともに、保育者同士でも話し合い、互いに気づきを出して今後の課題を明らかにして、保育の質をなにより良いものにする。

## 5. 評価の理解及び取り組み

- ・カリキュラムマネジメント、を意識する。PDCA サイクルと呼ばれる方法。
- ・保育の芯は、子どもの主体性がどれほど大切にされているか。子どもを包む環境（＝人的、物的、社会的）や経験する活動が子どもに働きかけ、子ども自身からそれに働きかける双方向的な関係があって、子ども自らが育つ力が発揮される。このプロセス（＝過程）が保障されるために、保育者自身が先ず子どもをよく見て理解する必要がある。子どもの「育ちの今」の姿を把握していなければ、子ども自身に必要な生活や遊びは何か、必要な援助は何か、適切な環境はどうあったらよいかは、明らかにならない。
- ・P=PLAN、計画      D=DO、実践      C=CHECK、評価      A=ACTION、改善

☆質の高い保育をチームで目指していく為に、日々の丁寧な子ども観察や記録を土台にした”アセスメント“が重要であると考えられるようになって、”アセスメント＝「保育の評価」“として、「観察」→「記録」→「振り返り」→計画立案→環境再構成→「観察」、のサイクルを繰り返すPDCAサイクルの他に、OODA(ウーダ)、SOAP(ソープ)等の手法も取り入れられるようになってきた。

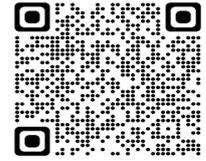
- ・O=Observe、観察      O=Orient、方向づけ      D=Decide、意思決定      A=Act、行動
- ・S=Subjective Date=主観的データ＝保育者が見た子どもの姿      O=Objective Date＝客観データ＝遊びの課題や人間関係
- A=Assessment＝評価＝どんな成長に繋がるか、次の課題      P=Plan＝計画、アセスメントに基いた環境構成、援助

## 6. 指導計画と評価 チェックリスト表 『中野区 保育の質 ガイドライン』2020年

☑	内容
	全体的な計画は、保育施設の理念や方針、子どもの発達や教育・保育の内容が示され、それらが総合的に展開されるように作成している
	子どもの思いや願いを大切に、保育者等の願いと育ちの方向性を踏まえて、計画を立てている
	生活や発達を見通した長期計画（年間指導計画・期の計画・月間指導計画）を作成している
	具体的な子どもの姿や日々の生活に即した短期計画（週案・日案）を作成している
	全体的な計画⇔長期計画⇔短期計画を関連付けている
	保健計画・食育計画を作成し、各年齢の指導計画にも位置付けている
	0,1,2歳児について、一人ひとりの子どもの発達、家庭環境等を踏まえて個別計画を作成している
	児童票・保育所児童保育要録・園日誌（業務日誌）・保育日誌・保健日誌等があり、子どもの成長や日々の活動、保育の振り返りを記録している
	保育の目標（ねらい）達成のため、PDCAサイクルを実践している
	保育施設の自己評価や保育者等の自己評価、日ごろの保育を定期的に振り返る機会を設けている
	保育計画を踏まえながらも、子どもの言葉、思い、興味や関心に寄り添い、日々の状況に応じて、計画を安全かつ柔軟に見直している

〔虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について〕⇒

令和5年5月12日 事務連絡



7. ICT の活用、ICT を保育者支援のツールに

8. 子ども向けのアプリ導入について・・・対面で子どもと保育者が  
絵本を読み合う大切さを考えてみましょう



〔参考文献〕

- ・こども家庭庁成育局成育基盤企画課 こども家庭庁成育局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 〔虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について〕

### 第1部 事例

保育室で、腹ばいの姿勢のまま一人でガラガラのおもちゃを右手で触っていたC児（5ヵ月）。近くにいた担当保育者が同じ腹ばいの姿勢になり、視線を合わせて同じガラガラを振って見せる。するとC児は、保育者の顔を見たりガラガラから出る音を聞いたりして笑顔になる。その後、C児も担当保育者の真似をして、触っていたガラガラを右手で握って振り、音が出ると不思議そうに眺め、さらには満面の笑顔になった。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 第2部 事例

保育室の絵本の棚にある写真絵本が大好きなB児（1歳8ヶ月）は、毎回同じ電車の絵本を保育者に持ってきて、写真を指差しては「これはー？」「これはー？」と保育者に聞く。その度ごとに「〇〇線」「△△線」等丁寧に答えると、ニコニコ笑顔になる。最後のページになるとまた最初に戻り、保育者に読んでとせがむ。

B児は機嫌が悪かったり、他児とトラブルがあって立ち直れない時等も、保育者がこのお気に入りの絵本を見せるといつもの笑顔になり、絵本を保育者と一緒に楽しむ。

---

---

---

---

---

---

---

---